**建設省道政発第九五号・道国発第二九号**

**平成一〇年八月五日**

**国道課長各地方建設局道路部長**

**北海道開発局建設部長**

**沖縄総合事務局開発建設部長**

**道路関係四公団担当部長**

**各都道府県担当部長**

**各指定市担当局長**

**道路局路政課長通達**

電気通信設備の既設橋梁への占用の取扱いについて

既設橋梁へ新たな物件の占用を許可することについては、橋梁の構造に影響を及ぼすおそれがあること等から抑制する運用が一部の道路管理者で採られているが、電気通信事業法(昭和五九年法律第八六号)による第一種電気通信事業者、放送法(昭和25年法律第132号)による登録一般放送事業者等がその事業の用に供する光ファイバーケーブル等の電線については、その重量、大きさ等物件の構造からみて橋梁の構造等道路の管理に支障を及ぼすおそれは小さいと認められるところである。

したがって、今後、光ファイバーケーブル等の既設橋梁への添架については、高度情報通信社会の構築に寄与するため、添架場所、物件の構造等について必要な措置を講じさせるなどにより、橋梁の構造に支障が生じるおそれのない場合には、占用を許可することとされたい。